

序 章

都市マスタープラン 改定の目的

1 都市マスタープランの位置付け



1. 都市マスタープランの位置づけ

1) 都市マスタープランとは

塩竈市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね20年先の都市像の実現に向け、土地利用や道路をはじめとする都市施設の整備方針、各地域におけるまちづくりの方向性を示すもので、本市では平成7年度に策定しました。

この間、人口減少や少子高齢化の到来、東日本大震災の発生など、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

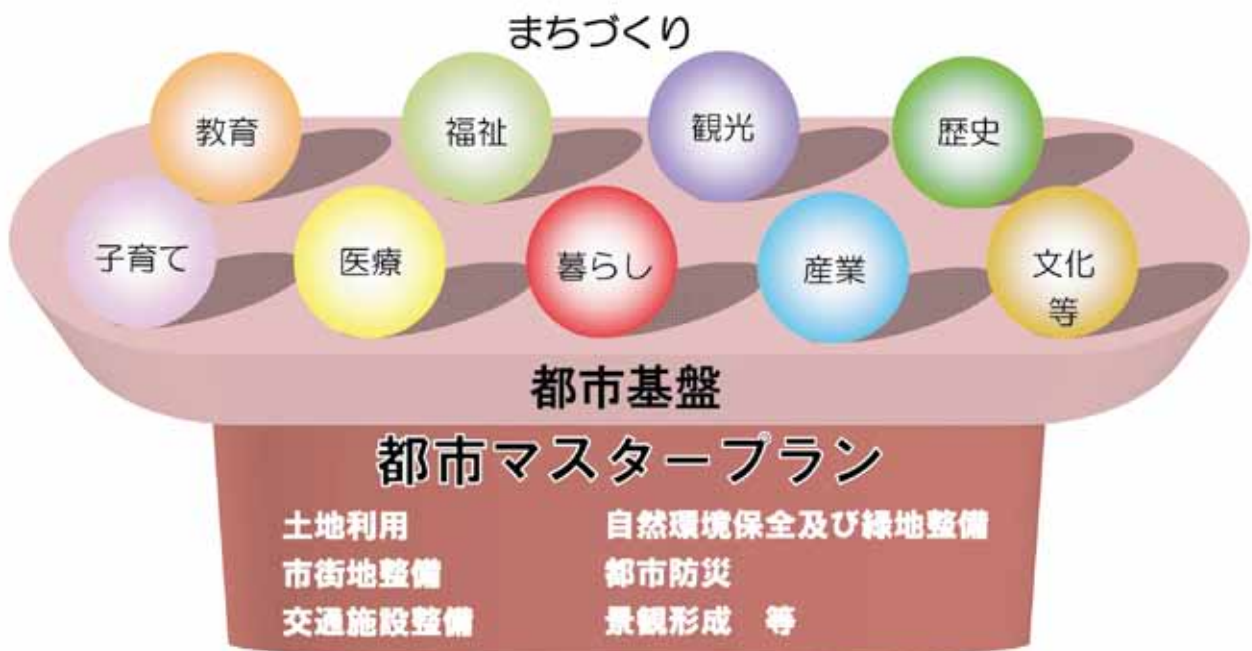
このことから、本市の第5次長期総合計画の重点戦略である「定住」、「交流」、「連携」を推進できるコンパクトで持続可能な都市構造への転換等を目指すため、本マスタープランを改定します。

2) 本マスタープランの目的と性格

都市マスタープランは、市民生活を支える土地利用、市街地整備、交通施設整備等の都市基盤の方針を示すものです。都市基盤とは下図のように、暮らし、観光、産業、福祉など様々なまちづくりの受け皿と考えられます。

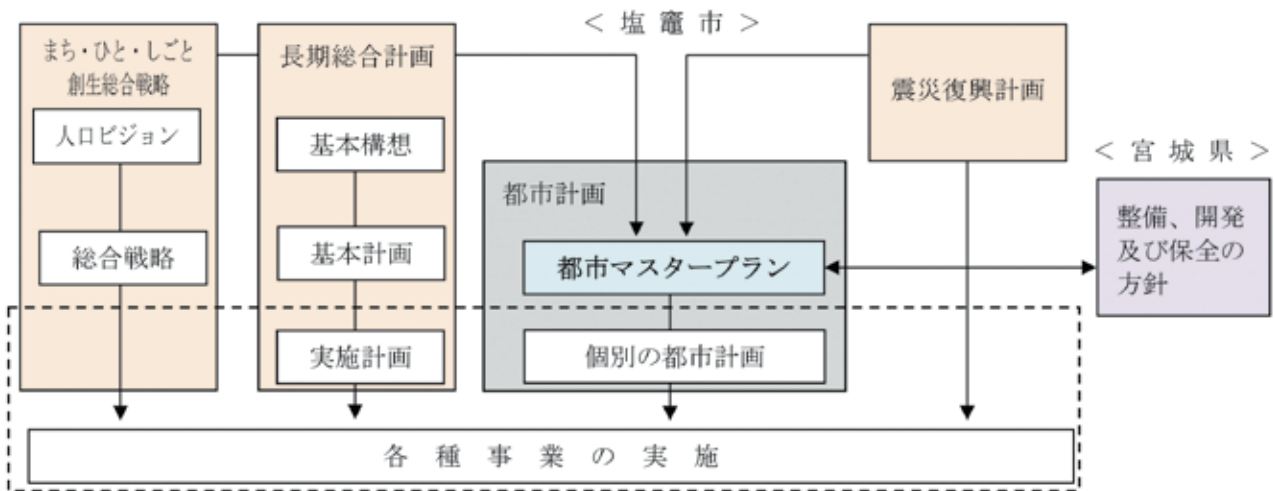
このことから、市内はもとより、学識経験者、各地域住民や市民活動を行っている方々、そして幅広い世代の皆様から多くのご意見をいただき、今後考えられるまちづくりを掲げながら、将来に求められる都市基盤を明らかにし、整備の方針を示したものです。

さらに本マスタープランの策定により、県や国等の公共的機関に対して市の都市基盤の基本的な考え方を示し、理解と協力・支援を得てまいります。



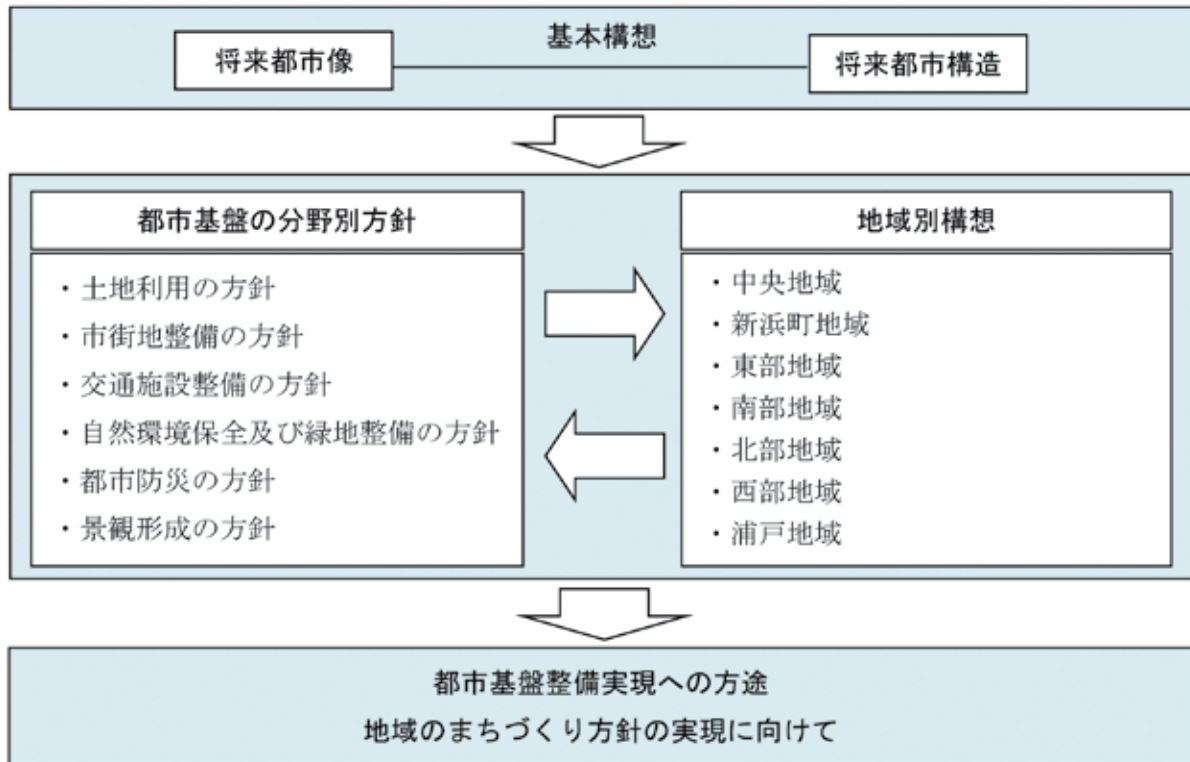
3) 本マスタープランの計画体系上の位置づけ

本マスタープランは、「長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「震災復興計画」を踏まえるとともに、宮城県が策定する仙塩広域都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」と整合を図り、個別の都市計画の基本的な方針を示すものです。



4) 本マスタープランの枠組み

本マスタープランの枠組みは、基本構想である将来都市像及び将来都市構造、それらを実現するための都市基盤の分野別方針及び地域別構想、都市基盤整備実現への方途等からなります。

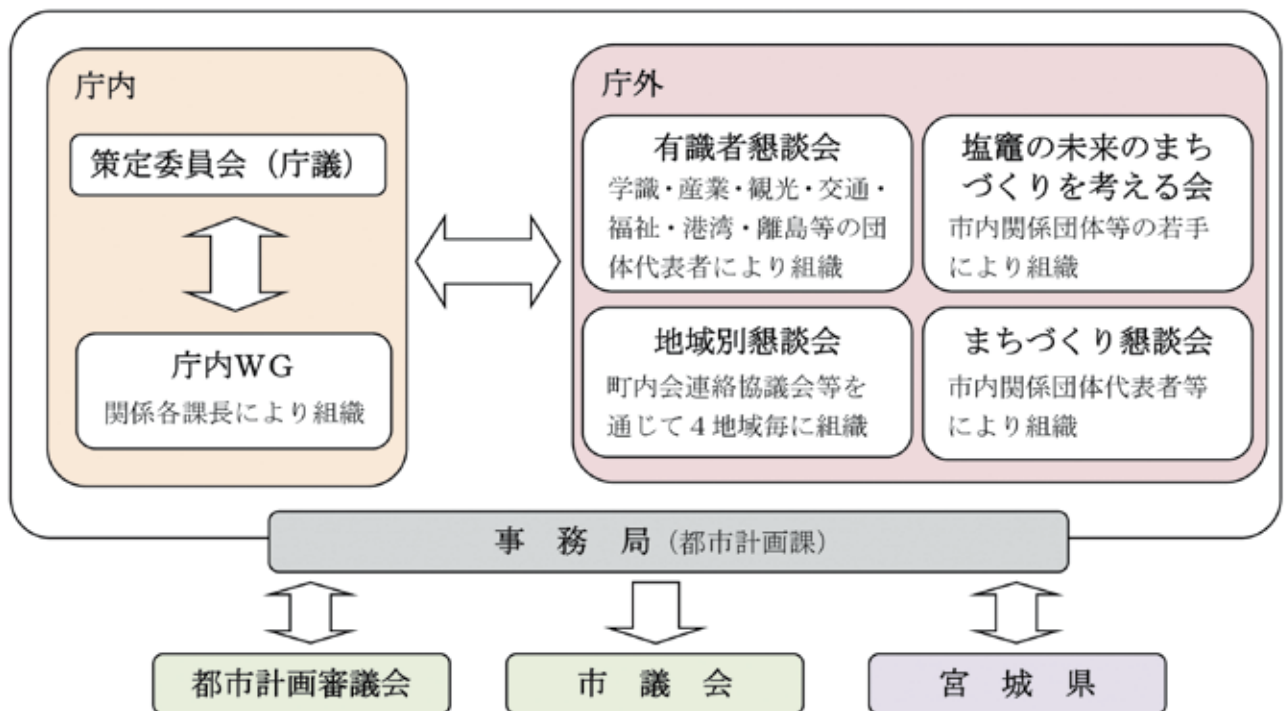


5) 改定に向けた組織体制

改定に向けた組織体制としては、庁内では策定委員会（庁議）及び庁内ワーキンググループ（WG）を設置し内容の検討を行い、庁外では学識経験者及び市内関係団体代表者等からなる有識者懇談会やまちづくり懇談会、塩竈の未来のまちづくりを考える会等を設け、意見交換を行いました。

また、地域別構想の策定にあたり、地域住民の意見を取り入れるため、市内東西南北の4地域において地域別懇談会を開催して意見交換を行いました。

併せて、都市計画審議会や宮城県、市議会へ内容の報告を行いながら、改定作業に取り組みました。



庁内ワーキンググループ



有識者懇談会



塩竈の未来のまちづくりを考える会



都市計画審議会



地域別懇談会



まちづくり懇談会